

平成23年4月1日

被災地におけるリフォーム瑕疵保険事業者登録料の無料化について

国土交通省では、被災住宅補修のための無料診断・相談制度を、平成23年3月31日より開始しております (http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000230.html)。

本制度では、「①住まいるダイヤルにおける被災地専用フリーダイヤルの設置」、「②被災主要都市における相談窓口の設置」、「③現地での無料診断・相談」を行うとともに、相談者からの依頼に応じて、補修を行う事業者（住宅瑕疵担保責任保険法人に登録された事業者）を紹介しております。このため、4月1日より当面の間、保険法人に対して助成を行うことにより、事業者登録料（更新料を含む）を無料とすることとしました。

対象地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県
に主たる事務所を有する事業者を対象とします。

期限：当面の間は、平成23年6月末までの登録を対象とします。

登録を希望される事業者は下記の保険法人にお問い合わせ下さい。

- ・（株）住宅あんしん保証 (<http://www.j-anshin.co.jp>)
- ・（財）住宅保証機構 (<http://www.how.or.jp/>)
- ・たてももの（株） (<http://www.nais-th.co.jp/>)
- ・（株）日本住宅保証検査機構 (<http://www.jio-kensa.co.jp/>)
- ・（株）ハウスジーメン (<http://www.house-gmen.com/>)
- ・ハウスプラス住宅保証（株） (<http://www.houseplus.co.jp/>)